令和７年（フ）第４８２号
滋賀県守山市守山六丁目13番18―102号
破産者　山本　瑞貴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９７号
滋賀県甲賀市水口町山2595番地10―102号、前住所岡山県津山市久米川南582番地
破産者　井上　達也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１２号
滋賀県甲賀市甲南町柑子891番地
破産者　伊藤　暢雄
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３３０号
京都府宇治市小倉町中畑49番地　小倉中畑市営住宅601号、前住所京都府宇治市折居台一丁目４番地の65
破産者　ＳＥＥＫＥＲＳこと　上田　浩二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２１９号
京都市山科区大塚北溝町36番地３、前住所京都市山科区東野南井ノ上町16番地62
破産者　久保　隆行
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３８８号
京都市伏見区向島庚申町22番地　コーポラス大洋向島　１－Ｅ
破産者　長谷川健治
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５００号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島210棟505号、前住所京都府宇治市槇島町十一129番地の３
破産者　Ｒｅｖｅこと池田　正宗
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５６９号
京都市上京区一条通浄福寺東入南新在家町334番地１　ルミナス一条　305
破産者　伊藤　直美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２４４号
大阪府貝塚市橋本684番地　２棟503号
破産者　ＴＵＲＫＥＹこと　比嘉　利恵
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１０３号
奈良県大和郡山市柳六丁目49番地
破産者　岡田　静枝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１０４号
奈良県大和郡山市柳六丁目49番地
破産者　岡田　恭広
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1226番地14、前住所大阪府堺市堺区翁橋町１丁９番１―303号
破産者　稲垣　克弥
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和７年（フ）第１２８号
広島県尾道市栗原町11768番地33
破産者　服部　雅洋
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１４１号
広島県福山市新涯町六丁目５番７―101号
破産者　村上　泰弘
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１６７号
長崎県長崎市橋口町５番７号　メゾンド橋口106、旧住所長崎県長崎市坂本２丁目10番11―106号
破産者　福田　謙二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４１号
長崎県諫早市栄田町６番13号　真崎アパートＤ号
破産者　川津　真紀（旧姓　野口）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第５５号
鹿児島県霧島市隼人町真孝202番地２　メゾン隼人703
破産者　日高　裕己
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第７０号
鹿児島県姶良市西餅田2578番地２　Ｇｌａｎｚ01　109号、前住所鹿児島県姶良市西餅田145番地１　コンフォート姶良102号
破産者　中原　美保
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２１２号
沖縄県うるま市石川伊波381番地　メゾン・エレファ　302
破産者　徳元　睦美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係